

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道事業管理規程第3号

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業会計規程（昭和45年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(決算報告書等の提出) 第58条 <省略> 2 都市整備部長 <u>(水道事業に瀬戸市水道事業の組織及び庶務に関する規程第7条第2項に規定する担当部長を置く場合にあつては、当該担当部長。以下同じ。)</u> は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。 (徴収又は収納を委託した <u>指定公金事務取扱者</u> の証票) 第64条 市長は、水道料金の徴収又は収納を委託した <u>指定公金事務取扱者の従事者</u> に携行させるため、委託業務従事者証（別記様式）を交付する。	(決算報告書等の提出) 第58条 <省略> 2 都市整備部長は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。 (徴収又は収納を委託した <u>私人</u> の証票) 第64条 市長は、水道料金の徴収又は収納を委託した <u>私人</u> に携行させるため、委託業務従事者証（ <u>第1号様式</u> ）を交付する。

第1号様式を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式（第64条関係）

(写真)	委託業務従事者証 第_____号
	受託者(会社)名 氏 名 _____
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日交付（1年間有効）
上記の者は、瀬戸市上下水道料金等収納業務従事者であることを証明する。	
瀬戸市長 印	

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により公金の徴収又は収納の委託を受けている者に対するこの規程による改正前の瀬戸市水道事業会計規程の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、従前の例による。